

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第39号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成24年9月9日（日） 14時00分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市エージナ島西方沖 糸満市所在のトコマサリ礁灯標から真方位043° 1.1海里付近 （概位 北緯26° 06.5′ 東経127° 39.0′）
事故等調査の経過	平成24年9月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 1200 <small>エステーエックス</small> <small>アール</small> S T X - R、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	296-21921 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	機関濡損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、糸満市北名城ビーチから出航し、同ビーチ沖で錨泊して釣りを開始した。 船長は、釣り場の移動を繰り返し、釣りを終えて帰航するために平成24年9月9日14時00分ごろ機関の始動を試みたが、始動させることができなかった。 船長及び同乗者は、付近を通り掛かった漁船によって救助された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 高潮時
その他の事項	本船は、機関の始動を試みたときに機関室内でブンと音がし、同室内には白い煙が充満していた。 船長は、後日、本船を回収しに行ったところ本船は転覆しており、陸上に引き揚げて機関室を点検したところ、同室内には海水が入っていた。また、マフラーにつながる排出ホースが外れていた。 本船は、船舶検査証書の有効期限が平成24年7月5日までであった。
分析	
乗組員等の関与	なし
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、北名城ビーチ沖において釣りをして錨泊中、排気ガス用ホースの継ぎ目から機関室内に海水が入ったことから、帰航しようとした際、機関を始動することができなくなり、運航不能になった可能性

	<p>があると考えられるが、本インシデント後、本船が転覆して機関室内に海水が入ったことから、機関が始動できなくなった状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、北名城ビーチ沖において釣りをして錨泊中、排気ガス用ホースの継ぎ目から機関室内に海水が入ったため、機関を始動することができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的に機関室の点検を行い、異常の有無を確認すること。